

「介護プラン相談所 碧空」重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人浩志会
代表者氏名	佐藤 浩司
本社所在地 (連絡先)	倉敷市林 1140 電話086-485-1165 ファックス086-485-3900

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護プラン相談所 碧空
介護保険 指定事業者番号	倉敷市指定 3370205167
事業所所在地	倉敷市児島下の町5丁目7番10号
連絡先 相談担当者名	電話086-470-6336 ファックス086-470-6226 相談担当者氏名:飯田 貴志
事業所の通常 の事業実施地域	倉敷市および玉野市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	介護保険法の理念に基づき利用者が有する能力に応じ自立した生活が送れるよう適切な居宅生活を支援することを目的とする。
運営方針	利用者が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活が送れるよう、総合的かつ効果的にサービスを提供するように配慮し努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日
休日	毎週土曜日、日曜日および12月31日より1月3日まで
営業時間	午前8時から午後5時

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者・介護支援専門員 飯田貴志（常勤兼務）
---------	------------------------

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの利用料 (介護保険適用の場合は利用者負担)
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整			
③サービス実施状況把握、評価			

④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護(支援) 認定申請に対する 協力、援助			
⑦相談業務			

4 その他の費用について

交 通 費	<p>通常の事業実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意の上、実費(交通費)の支払いを受けることと致します。</p> <p>(通常の事業実施地域を超えた地点より、片道概ね10キロメートル未満は200円とし、10キロメートル以上は通常の実施地域を超えた地点より1キロメートルを超えるごとに20円を増額する。)</p>
-------	---

5 利用者の居宅への訪問について

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者及びその家族と毎月連絡を取り居宅を訪問し、状況の把握に努めます。

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
②利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、現金支払いでお願い致します。</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
②個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

8 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	介護プラン相談所 碧空 倉敷市児島下の町5丁目7-10 電話 086-470-6336 ファックス 086-470-6226 受付日時 午前8時から午後5時まで(月～金 ただし12月31日～1月3日を除く) 担当者 飯田 貴志
【市町村の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の介護保険担当部署の名称)	倉敷市介護保険課 玉野市長寿介護課介護保険係 電話 086-426-3343 電話 0863-32-5534 ファックス 086-421-4417 ファックス 0863-32-5526 受付日時 午前8時30分～午後5時15分(月～金 ただし祝日及び12月29日から1月3日を除く)
【国保連の窓口】	岡山県国民健康保険団体連合会(110番) 岡山市北区桑田町17-5 電話 086-223-8811 受付日時 午前8時30分から午後5時

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 1、介護支援専門員が相手方と連絡をとり直接訪問するなどして状況の把握に努めます。
- 2、事業者が必要ありと判断した場合は、管理者を含め検討会議を行います。
- 3、検討後は、速やかに具体的な対応に努めます。
- 4、記録を台帳等に記録し、再発防止に努めます。

(2) 苦情があった居宅サービス事業者に対する対応方針等

居宅サービス事業者に対し苦情の状況等を確認するとともに改善のための方策について協議し、利用者の理解を得るものとします。

(3) その他参考事項

- 1、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。
- 2、指定居宅サービス事業者に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対する必要な援助を行います。

9 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、職員会議等で周知徹底する等再発防止策を講じます。

10 居宅サービス計画の作成について

- 1、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。
- 2、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

11 居宅介護支援の提供の開始について

- 1、居宅介護支援の提供の開始に当たり、医療機関に入院する際に担当介護支援専門員の氏名や連絡先を入院先医療機関に提供して下さい。

12 利用者・ご家族による同意

- 1、前6か月間に当事業所において作成した居宅サービス計画における、訪問介護等（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合の説明（別紙）。
- 2、前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）の説明（別紙）。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明を受けた日	令和 年 月 日
-------------------	----------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	倉敷市児島下の町5丁目7-10
	法人名	社会福祉法人浩志会
	代表者名	佐藤 浩司
	事業所名	介護プラン相談所 碧空
	説明者氏名	飯田 貴志

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	岡山県
	氏名	(代筆: (続柄))

代理人	住所	岡山県
	氏名	(続柄))

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画及び介護予防計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画及び介護予防計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画及び介護予防計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が（介護予防）訪問看護、（介護予防）通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画及び介護予防計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画及び介護予防計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画及び介護予防計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画及び介護予防計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画及び介護予防計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画及び介護予防計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画及び介護予防計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画及び介護予防計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画及び介護予防計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画及び介護予防計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画介護予防計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画及び介護予防計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- ③ 区分変更の申請については要介護者については当事業所が代行できますが、要支援1・2の方は高齢者支援センターが代行を行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、および利用者からの申し出があったときは、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及び介護予防計画また、その実施状況に関する書類を交付しなければならない。